

令和7年9月

事業主各位

建設業労働災害防止協会 宮城県支部

**車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転業務従事者
安全衛生教育<再教育>の実施について(ご案内)**

労働安全衛生法第 60 条の2では、事業者は危険又は有害な業務に現に就いている者に、その業務に係る安全教育を行うよう努めるとされており、関連通達に示す指針により、5 年ごとに一定時間数の定期教育を行うよう求めています。

標記建設機械による死亡災害は、宮城県内では毎年のように発生しています。事故に関連する運転者の多くは有資格者であったことから、災害防止のため、体系的な安全教育の継続が必要とされているところです。キャリアアップシステムの能力評価基準においても、当該教育修了者の位置づけが高く評価されています。

この度、当支部では、下記により標記教育を実施しますので、該当運転者に受講させていただきますようお願いいたします。

記

1. 開催日時 令和7年12月12日 9:00～16:40(休憩含む)
(時間は予定です。)
2. 開催場所 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館
3. 教育の対象者
 - (1) 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者
 - (2) (1)の資格を有し、同建設機械の運転業務に就いて概ね 5 年以上経過している者、または新たに当該業務に就く予定のある者
4. 受講料 10,000円(テキスト代、消費税含)
[当支部会員または当支部で標記技能講習を修了された方
9,000円(テキスト代、消費税含)]
5. 申込方法 建災防宮城県支部ホームページの「予約システム」で予約IDを取得後、別紙申込書を郵送してください。
(申込書受領後、受講票と受講料請求書をお送りします)

6. 定 員 30名

7. 申 込 先 〒980-0824
仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階
建設業労働災害防止協会 宮城県支部
TEL 022-224-1797

8. 教育カリキュラム

- ・ 最近の車両系建設機械の特徴 ……………2時間00分
- ・ 車両系建設機械の取り扱いと保守……………2時間00分
- ・ 災害事例及び関係法令 ……………2時間00分

計 6 時間

9. 修 了 証 全科目受講された方に修了証を交付します。